

【ご存知ですか】防災の日

九月一日は、大正十二年に関東大地震が発生した日です。この日を記憶にとどめて災害に備えようと、昭和三十五年六月の閣議了解に基づき、「防災の日」が創設されました。また、台風が来襲する厄日とされる、立春から数えて二百十日目が、ほぼ九月一日に当たります。

「防災の日」の創設は、昭和三十四年の伊勢湾台風が契機となっており、昭和三十五年五月にはチリ地震津波が来襲するなど、誰もが防災を意識していた時期でした。その後、昭和五十七年五月の閣議了解に基づき、八月三十日から九月五日までの一週間を防災週間と決めました。

防災情報等メール配信システム

防災メール・まもるくん

福岡県が提供する防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」は、携帯電話のメール機能を利用して、登録した人の携帯電話に災害時の情報や地域防犯情報を伝えます。また、受信したい情報の種類や程度は、登録時に任意に設定できます。なお、登録料は無料ですが、パケット料金(通信料金)は利用者負担となります。

●まもるくんの主な機能●

- 1 大雨・台風・地震・津波などの防災気象情報や避難勧告情報など**
気象情報の発表に合わせて、お住まいの地域の気象に関する注意報・警報情報、台風情報、地震情報、津波情報などを受信できます。また、県からの災害時の注意の呼び掛け、市からの避難勧告などの防災情報も受信できます。
- 2 災害時の安否情報通知**
利用登録時に、あらかじめ安否を知らせたい人(ご家族や友人など)のメールアドレスを登録しておきます。県内で震度5弱以上の地震が起こったときなどは、簡単な操作で自身の安否を伝えるメールを配信できます。
- 3 福岡県避難支援マップ**
避難所・避難場所・徒歩帰宅者支援ステーション・災害拠点病院・救急病院の施設情報を、携帯電話で提供します。GPS機能付携帯電話なら、現在地から目的施設までの推奨ルートも教えてくれます。

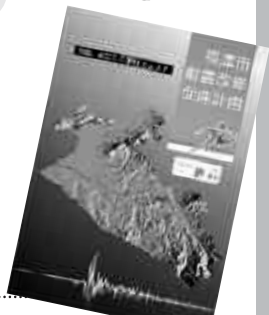
福津市耐震改修促進計画を策定しました

耐震改修促進計画とは

我が国では、阪神・淡路大震災や福岡県西方沖地震などの地震により、過去に何度も大きな被害を被ってきました。これらを契機として平成十八年に改正施行された「耐震改修促進法(建築物の耐震改修の促進に関する法律)」では、地震による人的・経済的被害を半減させることを目標とし、そのための施策を定めた「耐震改修促進計画」の策定を、都道府県について義務化し、市町村については努力義務を課しました。そして、目標達成のために最も重要な課題として位置付けられたのが、住宅などの建築物の耐震診断および耐震改修です。

福津市の耐震改修促進計画

本市においても、耐震診断および耐震改修を促進し、地震に強い安全・安心なまちづくりを促進するため、国の基本方針および県の計画に基づき、県内で十一番目となる「福津市耐震改修促進計画」を策定しました。計画期間は平成三十一年度末までの十年間です。



耐震診断耐震改修が必要な住宅とは

昭和五十三年の宮城県沖地震後、住宅などの耐震基準が抜本的に見直され、昭和五十六年六月一日に新しい耐震基準が施行されました。これより前に用いられていた基準を旧耐震基準、それ以降を新耐震基準といいますが、新耐震基準の住宅は、阪神・淡路大震災でも大きな被害が少なかったとされています。法令の定めにより、旧耐震基準の住宅所有者には、耐震診断の上、必要に応じ耐震改修を行うなどの安全性確保に努めることが求められています。なお、旧耐震基準の住宅であっても、診断の結果、耐震性が確認される事例もあります。

現在の耐震化率と10年後の目標

耐震化率とは、すべての建物のうち、耐震性がある建物の割合です。現在、福津市における住宅(共同住宅を含む)の耐震化率は七四パーセントですが、これを平成三十一年度末に九〇パーセントまで向上することを目標とします。そのためには、建て替えなどによる自然更新分に

そのほか、お役立ち情報もあります!!

- JR九州運行情報
- 花粉情報
- 紫外線情報
- 熱中症情報

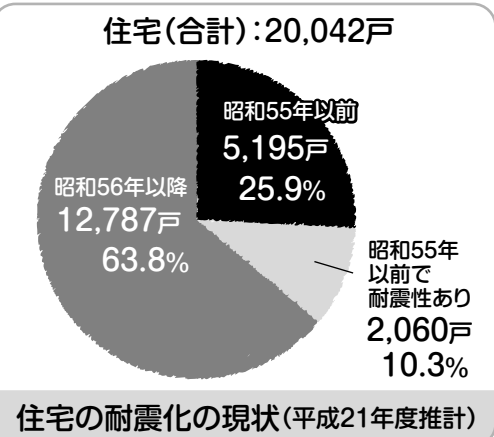
★登録方法★
登録用メールアドレス (mamoru@bousaimobile.pref.fukuoka.lg.jp) に空メールを送信し、その返信メールの内容に従って登録してください。



問い合わせ 県消防防災課 ☎092・643・3112



加え、現在ある旧耐震基準の住宅を約一千戸耐震改修する必要があります。



※耐震化費用の軽減を図るため、木造戸建住宅の耐震診断(県耐震診断アドバイザー制度)や、改修費の一部補助(市耐震改修補助制度平成二十三年創設予定)を行います(問い合わせ 市都市計画課開発建築係 ☎52・4956)。また、固定資産税の減税など税制面での優遇措置もあります(問い合わせ 市税務課資産係 ☎43・8118)。

地震ハザードマップについて

今月号の広報に、「地震ハザードマップ(ゆれやすさマップ・危険度マップ)」を折り込んでいます。こ

防災行政無線の運用方法の変更について

運用を開始して約一年経過したデジタル防災行政無線について、九月一日からその運用方法を一部変更します。お知らせします。

火災時のサイレン吹鳴は、津屋崎、福岡、神興、上西郷の四ブロックに分け、火災発生区域に対して行っていました。

しかし、建物・林野火災の消火業務は、市の全消防団で行っています。以前のサイレン吹鳴方法では、団員に対しての火災発生事実の周知が遅れていました。このことを受け、前述の火災発生時については、サイレン吹鳴箇所を、市内全区域に変更します。

また、以前お知らせした通り、サイレン吹鳴後は、被災地区(福津市〇〇区付近など)および火災種別(建物火災もしくは林野火災)について放送します。放送時間帯は、午前八時三十分から午後九時までの間です。

なお、テレフォンサービスでは、いつでも放送内容の確認ができます。電話番号は、次の通りです。
☎0180・999・090(火災緊急放送)
問い合わせ 市生活安全課(福岡庁舎) ☎43・8107

ゆれやすさマップの見かた

福津市東部に存在する「西山断層」による地震を想定し、その規模はマグニチュード(M)7としています。その場合、福津市内では、震度5強から6強の揺れが予想されます。

危険度マップの見かた

「ゆれやすさマップ」で示した強さの揺れが起こった場合の建物被害の程度(建物全壊率)を表しています。建物全壊率は、地域に建っている建物の中で、何割の建物が全壊するかを示します。全壊率の数値が大きくなるほど、建物が受ける被害が大きくなります。

マップ活用のお願

地震ハザードマップには、地震に関する情報のほか、避難所などの位置についても記載されています。お住まいの地域の揺れやすさと危険度を確認した後は、ぜひ目に付く場所にはって、災害時の備えとして活用してください。

問い合わせ 市都市計画課(津屋崎庁舎) ☎52・4956